

県営住宅管理の御案内

現在、県営住宅の管理は、福井市内の 8 団地と県が直接管理している坂井市内、鯖江市内、越前市内それぞれ 1 団地がありますが、平成 23 年 4 月 1 日から県が指定した管理者(指定管理者)によって、管理運営業務を開始しました。

<指定管理の対象とする県営住宅団地と指定管理地域区分>

○南部地域

【 福井県指定管理者 】

所在地	団地名
福井市	社
	清水グリーンハイツ
	下荒井 杉の木台
鯖江市	御幸タウン
越前市	北日野

【名称】福井県営住宅南部地区管理センター

アイリス・辻広組グループ
事務所(本部)福井市下馬3丁目511番地

電話 0776-33-2500

なお、上記の本部以外に、鯖丹連絡事務所(越前町朝日1-7-3 Tel.0778-34-2181)および越前連絡事務所(越前市新保1-5-2 Tel.0778-25-6020)が設置されます。



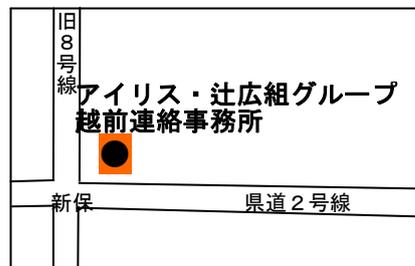
事務所(受付本部)

福井市下馬3丁目511番地
(福井メディカルセンター6階)



鯖丹連絡事務所

越前町朝日1-7-3
(株)辻広組丹南営業社2階



越前連絡事務所

越前市新保1-5-2
(株)アイビックス越前支店内)

指定管理者とは・・・

多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法(第244条の2第3項)の改正により制度化されました。

今回、県営住宅の指定管理者についても、公募により複数の応募者の中から選定委員会で候補者を選定し、県議会の議決をもって指定されています。

～問合せ先～

福井県土木部建築住宅課 公営住宅グループ

Tel. 0776-20-0507 Fax 0776-20-0693